

## みなさまに考えていただきたいこと

犯罪被害者等の方々が仕事を続けられるようにするため、年次有給休暇だけではなく、**被害回復のための休暇制度の導入**について考えてみませんか？この休暇の具体的な導入方法としては、以下のようなのを考えられます。

### ● **既存の特別な休暇制度**を活用

既に病気休暇や裁判員休暇等の特別な休暇制度を導入している企業であれば、その制度の対象として、犯罪被害者等を含めることを就業規則等において明示することなどが考えられます。

### ● 各企業における特別な休暇制度の一つとして

#### **「犯罪被害者等休暇制度」**を創設

どのような犯罪被害を休暇制度の対象に含めるのか、また、休暇の付与日数を何日とするのかなど、各企業の労使で十分に話し合うことが必要です。

こうした休暇制度の導入のほか、以下のような対応も考えられます。

### ● 社内広報等において、犯罪被害者等となった従業員については、それぞれのケースに応じて

#### **必要な休暇を付与する**旨を周知

休暇制度の対象に「犯罪被害者等」が明記されていない場合も、犯罪被害者等となった従業員は休暇の取得が可能であることを周知することにより、従業員に安心感を与えることができます。

犯罪被害にあわれた方々が**仕事を辞めることなく、精神的・身体的被害を軽減・回復できるような取組**をお願いします。